

平成 31 年度
事業計画書

社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会

～目 次～

■基本方針	P1
■重点項目	P1～P2
■事業実施項目	
1 法人運営事業【総務係】	P3～P4
2 地域福祉事業【地域福祉係】	P5～P7
3 地域福祉事業【生活支援係】	P8～P9
4 地域包括支援センター事業【地域包括ケア推進係】	P10
5 福祉サービス事業【在宅福祉係】	P11
6 福祉サービス事業【障がい福祉係】	P11～P12
7 社会福祉センターの運営【障がい福祉係】	P12
8 その他	P12

平成 31 年度 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会 事業計画書

■ 基本方針

近年、少子高齢化社会の進行や、生活困窮者や子どもの貧困など格差社会の深刻化、さらには、自然災害の発生などにより、多種多様な支えが必要とされており、身近な相談窓口として機能・体制の強化が地域福祉に求められています。

このような状況の中、本会では、第2次亀山市地域福祉活動計画に基づき、地域住民が主体となった地域福祉活動がより一層進められるよう支援することによって、多様な人びとがともに暮らせる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

本年度は、地域包括ケアシステムの実現に向けた機能強化として、生活支援コーディネーター（第1層・市全域）を配置し、在宅介護支援センター（第2層）とともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をはじめ、民生委員・児童委員、福祉委員や自治会、まちづくり協議会等関係機関と連携し、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた体制整備を推進していきます。

また、認知症初期集中支援チームに専任の職員を配置し、サポート医と連携しながら、認知症が疑われる方やその家族等に対して集中的・包括的に自立生活が送れるよう支援していきます。

一方、福祉サービス事業では、障がい福祉サービス事業所において新たに日中一時支援事業を受託し、生活介護事業とともに障がい者等の日中の場の提供を行っていきます。本年度も引き続き、介護保険サービス事業所並びに障がい福祉サービス事業所の安定した事業経営を行うとともに、質の高いサービス提供に努めていきます。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の基本理念である「ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち」の実現に向けて、地域住民、行政、福祉、医療、保健、教育等の多様な関係者と協働しながら、地域福祉の推進役としての役割を果たしていきます。

■ 重点項目

①組織基盤の強化

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上を図ります。また、介護保険サービス事業、障害福祉サービス事業については、経営分析を行い、効率的かつ安定的な事業経営に努めます。

②地域福祉力強化推進事業の充実

亀山市から委託を受け、地域福祉力強化推進事業を実施します。

昨年度配置したコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、多様化・複合化する個別の福祉課題の解決に向け関係機関と連携し支援するとともに、地域まちづくり協議会（福祉委員会）や自治会等の小地域で地域課題の解決に向けた活動が活発化していけるような地域支援及び体制づくりを目指します。

また、福祉委員会と地域住民に対して、地域でのちょっとした困りごとに対応できるよう「ちょこボラ」の養成講座を開催し、地域の担い手の養成を行います。

③地域包括ケアシステムの実現に向けた機能強化

地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク機能の構築）を果たす生活支援コーディネーター（第1層・市全域）を配置します。すでに第2層の生活支援コーディネーターとして配置している在宅介護支援センターやコミュニティソーシャルワーカー、相談支援包括化推進員と連携し生活介護・介護予防サービスの体制整備を推進していきます。

また、サポート医と連携しながら、認知症が疑われる方やその家族に対して、概ね6ヶ月間、集中的・包括的に自立生活が送れるよう支援する認知症初期集中支援チームの体制強化として、専任の職員を地域包括支援センターに配置します。

④ボランティア活動の推進

地域福祉推進の担い手であるボランティアの活動を支援するとともに、コーディネーター、相談・支援、情報提供などを積極的に行い、ボランティアセンター機能の充実を図ります。

⑤サロン活動の推進

地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」を推進します。

高齢者対象の「ふれあい・いきいきサロン」、子育て中の親子を対象にした「子育てサロン」、さらには地域住民誰もが参加できる「コミュニティサロン」の設置数を増やしていきます。

⑥福祉教育推進事業の充実

小中学校及び高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、社会福祉への理解と関心を高めることを目的に福祉教育推進助成事業を実施します。

モデル校を指定し、共同でプログラム作成を行うなど学校、園と連携を深め、更なる福祉教育の充実を図ります。

⑦成年後見制度の活用促進

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、精神・知的障がい者）を保護し、または支援する制度です。制度利用者が少なく、まだまだ制度が理解されていないため、地域包括支援センターにおいて、成年後見制度の利用支援、専門相談、制度の普及啓発を行い、高齢者や障がい者等の意思能力や生活状況に応じて、適切な支援を提供します。

⑧障害福祉サービスの充実

障害福祉サービス事業である、生活介護事業においては、個々の能力に応じた支援を行うことを目的に、作業能力の向上と身体機能の維持を目指すことができる場を提供するとともに新たに日中一時支援事業を実施します。

■ 事業実施項目

◆ 法人運営事業【総務係】

1 会務の運営

適切な組織運営を行うとともに、常に地域の生活課題や福祉課題に目を向け、これらのニーズに応えることができる組織や事業体制の見直しも計画的に進め、組織体制の強化を図ります。

- ①理事会及び評議員会
- ②監事会
- ③三役会（会長・副会長・常務理事）
- ④役員及び評議員研修会
- ⑤職員研修

2 基盤の強化

自治会の協力のもと、地域住民をはじめ、関係機関・団体、企業等に理解を求め、活動に必要な財源の確保に努めます。

- ①会員制度の啓発及び推進（社協会費）

3 社会福祉大会事業

社会福祉関係者が一堂に会し、今後ますますの努力を誓い合い、併せて社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰するため、亀山市と共催で第15回亀山市社会福祉大会を開催します。

4 福祉移送サービス事業 <市委託事業>

花しょうぶ号（福祉車両）による歩行困難や寝たきり状態の方を対象にした通院の送迎や公共機関への手続き等のための移動支援を行います。

5 介護機器貸出事業

健康増進と家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、社会参加を促進することを目的として在宅の高齢者や障がい者などに対して車椅子及び歩行器の貸し出しを行います。

6 入れ歯リサイクル事業

「総合保健福祉センターあいあい」及び「社会福祉センター」に入れ歯回収ボックスを設置し、不要になった入れ歯、アクセサリ等を回収、リサイクルしてその益金を財団法人日本ユニセフ協会に寄付することにより、世界中の恵まれない子ども達を支援します。

7 日本赤十字社三重県支部亀山市地区

①赤十字社員増強・社資募集運動の展開

毎年5月を「赤十字運動月間」として、自治会の協力のもと、地域住民に赤十字事業への参加、協力を求めています。

②災害救援物資等の支給

市内に発生した災害の罹災者に対し、救援物資等の支給を行います。

③赤十字講習会の開催

自治会、地区コミュニティ等の防災関係者を対象に炊き出し訓練などの講習会を開催します。

④救急法講習会への講師派遣並びに救護要員の派遣

自治会や学校関係者などが開催する救急法講習会や多人数の参加する行事に対し日本赤十字社三重県支部から講師並びに救護要員を派遣します。

8 福祉団体支援（事務局）

福祉活動団体の支援として下記の団体の事務局業務を担います。

- ①亀山市民生委員児童委員協議会連合会
- ②亀山市老人クラブ連合会
- ③亀山保護司会
- ④亀山更生保護女性会
- ⑤亀山市遺族会

◆ 地域福祉事業【地域福祉係】

1 第2次亀山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

地域住民や福祉関係者、行政等と協働して地域福祉活動のコーディネートを行い、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の実現に向けて取り組みます。

①亀山市地域福祉推進委員会

2 地域福祉力強化推進事業 <市委託事業>

①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の設置

多様化・複合化する個別の福祉課題の解決に向け関係機関と連携し支援するとともに、地域まちづくり協議会（福祉委員会）や自治会等の小地域で地域課題の解決に向けた活動が活発化していけるような地域支援及び体制づくりを目指します。

②ちょこボラの養成及び支援

福祉委員会と地域住民に対して、地域でのちょっとした困りごとに対応できるよう「ちょこボラ」の養成講座を開催します。また地域まちづくり協議会（福祉委員会）において説明を行い、養成に向けての支援を行います。

3 小地域ネットワーク活動事業

①福祉委員会の活動支援（地域まちづくり協議会助成事業）

福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、福祉委員を委嘱します。また、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に助成事業を行うとともに、福祉委員会が行う交流活動や訪問活動、研修会などについてコーディネートを行い、地域の福祉課題に対し地域住民と一緒に対応について協議していきます。

②福祉委員研修事業

新任の福祉委員を対象に、地域での見守り活動を実践する上での基本的な知識や技術についての研修を実施します。

また、新任研修を受講された方を対象にスキルアップ研修を実施します。

③安心見守り訪問事業

福祉委員会を中心に地域内のひとり暮らし高齢者を対象に見守り訪問活動を行い、高齢者の孤立化の防止と福祉課題の早期発見を目指します。

4 ボランティアセンター事業

ボランティアの育成及び活動の支援、ニーズの把握等を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

①登録及び斡旋

- ・ボランティアセンター登録、保険加入
- ・ボランティアコーディネート（相談、調整、斡旋等）
- ・ボランティアセンター登録ネットワーク会議の開催

②養成及び研修

- ・ボランティア講座及び養成の実施
- ・災害ボランティアセンター事業
災害ボランティアセンター設置訓練の実施
市総合防災訓練参加
- ・災害ボランティア支援センター事業
ボランティアの募集、義援金・活動支援金の募集
ボランティア保険の加入手続き
被災者の受け入れ支援 等

③活動助成

- ・福祉ボランティア基金助成金配分事業
- ・あいあい祭り実行委員会

5 福祉教育推進事業

①福祉教育推進助成事業

小中学校及び高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、社会福祉への理解と関心を高めることを目的に福祉教育推進助成事業を実施します。

モデル校を指定し、共同でプログラム作成を行うなど学校、園と連携を深め、更なる福祉教育の充実を図ります。

②中学生福祉体験教室

市内の社会福祉施設において、高齢者や障がい者の方々とふれあい・交流を通じて、福祉に対する理解を深めることを目的に開催します。

③福祉ボランティア基金啓発造成（街頭募金）

市内高等学校の協力のもと街頭での募金活動を実施します。

6 サロン活動推進事業

地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」に対し、助成事業や交流会を開催し支援を行います。

- ①ふれあい・いきいきサロン（介護予防普及啓発事業）
- ②子育てサロン（子育て中の親子を対象）
- ③コミュニティサロン（地域住民誰もが参加できるサロン）

7 広報啓発事業

①「社協だより」の発行

社会福祉協議会の事業を始め地区福祉委員会、ボランティアなどの活動を紹介するため年4回、市内全世帯に配布します。

②ホームページ・フェイスブックの運営

インターネットを利用して最新の情報や各種募集（助成金など）、社会福祉協議会の概要や活動内容について情報の発信を行います。

8 各種福祉事業

(1) 高齢者支援

①老人福祉フェスティバル事業等への助成

老人福祉フェスティバル事業や亀老連市長杯囲碁大会、亀山市老人クラブ連合会が発行している広報誌等に対して助成します。

(2) 障がい児者支援

①障がい児交流事業

障がいのある児童を対象に、高校生の参加を得て、ふれあい交流を通じて、相互の理解を深める交流事業を実施します。

②障がい者団体への助成

(3) 子育て支援

①子育て支援団体への助成

②低所得者等への支援

生活保護世帯入学祝金、修学旅行費補助

(4) 低所得者支援

①歳末たすけあい援護金

生活保護世帯、特別障害者手当受給者、準援護家庭等に対し、歳末たすけあい募金配分金を配布します。

②低所得者支援団体への助成

(5) 多文化共生への支援

①外国籍支援団体への助成

9 共同募金会事業

①三重県共同募金会亀山市共同募金委員会の事務局

② 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動

◆ 地域福祉事業【生活支援係】

1 総合相談事業

①福祉なんでも相談

生活困窮者自立支援事業の相談窓口を活用し、福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を開設して、複合的な福祉課題を抱える相談者に対し、支援調整会議を通じて適切な相談援助を行います。

また、今後は外国人等の派遣労働者等からの生活相談件数が増加すると見込まれることから市と連携し、「働く方の生活相談」を行っていきます。

②心配ごと相談所（元公証人（弁護士）による法律相談）の開設

日常生活上のあらゆる心配ごとに対し、民生委員・児童委員及び学識経験者による相談を行うとともに、相続、遺言、賃貸借、離婚等の法律に関することに対し、公証人経験者による適切な助言、指導を行うことを目的に実施します。

③社協による法律相談の開設

成年後見制度などの権利擁護に関する相談に対し、弁護士による適切な助言、指導を行うことを目的に実施します。

2 日常生活自立支援事業 < 県社協委託事業 >

亀山日常生活自立支援センターにおいて、高齢や障がいにより、判断能力に不安のある方に対し、関係機関と連携を取りながら、福祉サービス利用援助や日常の金銭管理等の支援を行い、相談機能と生活支援機能の充実を図ります。

3 生活困窮者自立支援事業 < 市委託事業 >

①自立相談支援事業

生活に困っている方が生活保護に陥ることのなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じ、自立支援計画の作成等さまざまな問題に対応した支援へとつなげます。

②家計相談支援事業

失業や債務問題などを抱え家計に問題のある人に、家計の再建に向け専門員（家計相談員）が支援計画を作成し、必要に応じた支援につないでいきます。

4 貸付相談及び貸付事業

生活困窮者や高齢者、障がい者に対し、相談援助及び生活福祉資金（県社協委託事業）や福祉金庫の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業と連携し、地域で自立生活を営むことができるよう支援します。

5 緊急食糧等提供事業

市内在住の低所得者等が、緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に食糧等の生活に必要な現物等を提供し、世帯の自立を促し社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう支援します。また、風水害等の災害時に「あいあい」に一時避難された方に対しても提供します。

また、三重県社会福祉協議会が実施する生活困窮者支援緊急食糧提供事業及び緊急時物品等支援事業も活用しながら支援を行います。

6 あんしん賃貸支援事業

三重県居住支援連絡会へ参画し、居住支援団体として不動産店等と連携し、高齢者、障がい者世帯等の入居を受け入れられる民間賃貸住宅に関する情報などを提供します。また、様々な住宅支援サービスの提供を促すことにより、高齢者等の住居の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を目的とし、住居に関する各種サポートの提供を行います。

◆ 地域包括支援センター事業【地域包括ケア推進係】

1 包括的支援事業 <鈴鹿亀山地区広域連合委託事業><市委託事業>

①介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぎ遅らせること、たとえ要支援・要介護状態になっても、その悪化をできるかぎり防ぐための支援を行います。

②総合相談・支援

市内3か所の在宅介護支援センターとともに、高齢者の生活や認知症など疾患、介護保険制度、施設入所などに関する相談や悩みのほか、福祉や医療、生きがいなどの相談に応じます。

③権利擁護

高齢者虐待や消費者被害などの相談、対応はもちろん、未然に防げるような手立てや啓発について考えていきます。成年後見制度の紹介や、高齢者に対する虐待防止を他の機関と提携して行います。

④包括的・継続的マネジメント支援

利用者を中心とした幅広い連携支援には、ケアマネジャーや医療機関など多職種との連携が求められます。ケアマネジャーへの個別指導・相談対応、「地域ケア会議」などを通じた自立支援型ケアマネジメントの支援、および支援が困難な事例などへの指導・助言などを行います。

⑤生活支援体制整備

第1層の生活支援コーディネーターを配置し、市全域にわたる相談窓口として関わりながら、高齢者の社会参加、生活支援の充実を図ります。

⑥認知症初期集中支援推進

医療、介護の専門職が、認知症、または疑われる人やその家族に対し、できるだけ初期の段階で、集中的、包括的に支援し、効果的な医療や介護サービス等につなげます。また早期発見、早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。

2 介護予防支援業務

疾患や障がいなどの症状ばかりにとらわれず、利用者の生活に視点を置くことを心掛け、的確な課題分析（アセスメント）から導いた明確なニーズに合わせた目標、自立支援につながるサービスを位置付けるなど、ケアマネジメント業務を確実に進めます。

◆ 福祉サービス事業【在宅福祉係】

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供していきます。研修会への積極的な参加や法令順守の徹底、リスク管理の強化にも取り組んでいきます。

1 介護保険制度

①訪問介護事業

要介護・要支援及び事業対象者と認定された方に入浴、排泄、調理、洗濯など生活全般にわたる支援を行います。

- ・訪問介護（身体介護・生活援助等）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（身体介護・生活援助等）

2 障害者総合支援制度

①居宅介護事業

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方に訪問介護員が居宅に訪問し、利用者が安心して在宅生活が送れるように家事援助（食事の用意、洗濯、掃除等）や身体介護（入浴介助、オムツ交換等）を行います。

②移動支援事業 <市委託事業>

障がい者等に対して、徒歩や公共交通機関を使って、買い物や余暇活動の移動の援助を行います。

③同行援護事業所

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた視覚障がい者に外出するための移動支援を行います。

◆ 福祉サービス事業【障がい福祉係】

1 障害者総合支援制度

①指定生活介護事業所「つくしの家」

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方に個別支援計画に基づき、排泄や食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。

・「つくしの家」

個々の能力に応じた支援を行うことを目的に、介護等の支援や行事、民生委員・児童委員等との交流活動の機会を提供するとともに作業能力の向上と身体機能の維持を目指すことができる場を提供していきます。

・「なかまの部屋」

介護等の支援や行事、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。また、

地域の小学校等とのふれあい交流や民生委員・児童委員等との交流を継続し、相互の理解を深めていきます。

②日中一時支援事業 <市委託事業>

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労や支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る日中一時支援事業を行います。

③特定相談支援事業所

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）に相談やサービス利用計画案の作成を行います。

④障害児相談支援事業所

障害者通所支援を申請した障がい児に相談や障害児支援利用計画案の作成を行います。

◆ **社会福祉センターの運営【障がい福祉係】**

1 社会福祉センターの管理

福祉関係団体など多くの市民に会議・交流の場として提供しています。施設利用者の利便性、安全性に配慮するとともに、より多くの市民に利用していただけるよう、計画的な管理・運営を行います。

◆ **その他**

1 関係機関への協力、参加

行政等が設置する各種委員会、会議などに積極的に協力し、参加します。

2 実習生の受け入れ

福祉の人材を育成することは、法人の社会的責務であることから、積極的に社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパーなどの実習生を受け入れていきます。

また、職員には実習指導者研修を受講させ、学校側と連携をしながら充実した、効果的な研修プログラムの整備を行います。